

災害時における東日本高速道路株式会社北海道支社所管施設の
災害応急対策業務に関する協定書

東日本高速道路株式会社北海道支社長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会北海道支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における東日本高速道路株式会社北海道支社所管施設等の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、甲が管理している施設等のうち主に土構造物（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東日本高速道路株式会社北海道支社所管施設における災害発生箇所及び発生の恐れがある箇所とする。

（業務の内容）

第3条 乙が協力する業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 被災時における所管施設の被災状況調査
- 二 被災した所管施設の応急対策業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
- 三 甲への技術提言

（災害緊急窓口の報告）

第4条 甲及び乙は、本協定にかかる災害時緊急連絡窓口を、本協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、当該災害時緊急窓口に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために必要と認められるときには、乙に対し協力できる乙の会員による編成表（建設資機材、技術者、労務等）、連絡系統及び動員時間に関する情報の提供を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく要請があった場合には、できる限り速やかに甲に最新情報を提供するものとする。

3 甲は、前項の情報に基づき、乙に出動を要請することができるものとする。

（業務の実施）

第6条 乙の会員は、前条第3項に基づく出動の要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または甲の所掌する事務所の長（以下「事務所長」という。）の指示により、業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲または事務所長は、第5条第3項に基づく要請に応じて出動した乙の会員と、第3条に基づく災害応急対策業務の具体的な内容に応じた契約単価・経費について協議の上、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和7年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも書面により申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間継続していくものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、または協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 6年 6月19日

甲 東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 堀 圭



乙 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部

支部長 矢納 正人

